山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区選挙長告示第四号

令和八年十一月十五日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

令和八年十一月六日

山梨県議会議員補欠選挙甲府市選挙区

選挙長　秋山　洋